平成２８年（フ）第３３４６号
大阪市生野区鶴橋３丁目３番18号
債務者　髙島邦夫こと高邦夫こと　髙　　邦夫
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３９２号
大阪市福島区野田２丁目24番25号ウィステアリア野田１番館203号
債務者　佐藤　修司
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４３０号
大阪市生野区中川１丁目７番20号プレジデントホームさくら503
債務者　前田　　勲
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４６６号
大阪市浪速区恵美須西３丁目14番35―809号
債務者　中村　裕昭
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５０５号
大阪市平野区加美南１丁目５番１―505号
債務者　水谷　知子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５１４号
大阪市浪速区日本橋東１丁目２番12号グリーンハウス日本橋101号
債務者　中田　和弘
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１１８号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　413号棟206号室
債務者　宮本とも子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９２０号
埼玉県加須市東栄２―18―17
債務者　小林　政江
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６７号
埼玉県蕨市塚越６丁目27番７号　レオパレスＫＵＭＥ103号
債務者　上柿元宏行
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９６号
埼玉県八潮市大字古新田1079番地
債務者　石井　祐輔
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区26棟506号
債務者　早川　大紀
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４９号
川崎市高津区宇奈根638番地１　リハビリふくや高津館　210、前住所川崎市多摩区菅馬場３丁目33番１―405号
債務者　齋藤　寿治
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２６号
川崎市多摩区南生田４丁目10番17号
債務者　池内裕美子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
川崎市宮前区有馬５丁目15番22号
債務者　能津　博子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
川崎市中原区井田中ノ町23番17号　グランデロワール　403、申立時の住所川崎市中原区井田３丁目16番１号　桜の風　もみの木
債務者　奥谷　一仁
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
川崎市宮前区野川3091番地　市営住宅　３―102
債務者　徳永　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５６号
川崎市多摩区中野島６丁目４番５―306号、前住所川崎市多摩区中野島６丁目４番７―403号
債務者　丸山　美佳
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係